

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

若者版

令和7年7月29日
—第85号—

文化祭の当日になっても届かない!?

相談事例

“クラT”トラブルに注意

学校に置いてあったカタログを見て、文化祭で使用するクラスTシャツを1枚2,000円で34枚注文した。

事業者とのLINEのやり取りで、注文から10～14日以内に発送され、代金は到着後に支払う約束だった。

ところが文化祭前日になっても商品が届かず、何度も事業者メッセージを送ったが、返事はなかった。

カタログには事業者の所在地、連絡先は記載されていなかった。結局、クラスTシャツは届かず、文化祭で着ることはできなかった。



アドバイス

- 発送予定日を確認し、余裕をもって注文しましょう。
- 注文する前に、事業者のカタログやWebサイトを見て、住所・連絡先・キャンセル条件等を確認しましょう。
- 実在する企業やスポーツチーム等のロゴが入ったデザインのTシャツは、正規品ではない場合、絶対に注文してはいけません。
- 注文する前に、先生や保護者などにも確認してもらいましょう
- 困ったときは、近くの消費生活センターに相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

自転車用ヘルメットを着用しましょう

2023年4月1日から、道路交通法が一部改正され、すべての自転車の利用者に自転車用ヘルメット着用 of 努力義務が課されました。国内では、ヘルメットの安全性に関する任意の規格等がありますが、市販されているヘルメットには、任意の規格等への適合マークが表示されているものと、いないものが販売されています。商品を選ぶ時にはSGマークなど安全性を示すマークが表示されたヘルメットを選びましょう。



消費者へのアドバイス

ヘルメットは、頭部に適合した大きさ・形状のものを正しく着用することで効果を発揮します。取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう。



7月の悪質商法対策「まなべるかるた」

く 口約束でも「契約」は簡単に成立してしまう！
自分の都合だけで勝手にやめることはできないから、契約する際は慎重に行え！



く 契約
ありがとうございます！
こちらの内容で
お手続きしますね！
まだサインしてないし
必要なくなったら
あとでキャンセル
したら良いわね！



け 健康講座等のイベント
会場で、巧みな話術等で「買わないと損」といった催眠状態を作り出し、高額商品を契約させる「催眠商法」。怪しげな会場には近づくな！



け 催眠商法 (SF商法)
これ欲しい人〜？
はい！！
はい！！
えっ…



※このかるたは消費者教育・啓発用教材として学校等への貸し出しも行っています。

消費者ホットライン「188番」

お住いの地域の〒（郵便番号）が

分かる ①
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②
お住いの地域を選択
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または
山口県消費生活センター等に繋がります

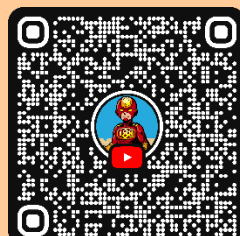
SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube